

様式第 3 号（第 7 条関係）

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 3 回伊万里市情報公開・個人情報保護審査会		
所 管 課		総合政策部情報政策課情報公開・統計係		
開催日時		令和 6 年 2 月 1 5 日（木） 午後 2 時 0 0 分～午後 4 時 4 0 分		
開催場所		伊万里市役所（3 階）庁議室		
出席者	委 員	[出席] 池田委員 田坂委員 吉居委員 西山委員 瀬戸口委員 梶原委員 [欠席] 村上委員		
	その他	財政課ふるさと応援係 太田係長 市民課記録管理係 中島係長、田崎、藤村 シティプロモーション推進課シティプロモーション推進係 西尾副課長 収納管理課滞納整理係 蒲地係長、南 道路河川課土木管理係 井手副主幹		
	事務局	情報政策課 木寺課長、情報公開・統計係 古賀副課長、松尾 情報システム係 松尾		
傍聴の可否		可・不可・一部不可	傍聴者数	0 人
傍聴不可又は一部不可の場合 はその理由		審査会の傍聴については、市の内部的な検討及び協議に関する情報が含まれる。これを公開すると、意思形成過程の情報であること及び率直な意見の交換が損なわれるおそれがあることで適正な事務の遂行に支障をきたすため。		
会議次第		1 開 会 2 協 議 (1) 個人情報取扱事務の報告 ① 前回の報告 ② 個別説明事項（1 件） ③ 書面報告事項（3 件） 4 その他（6 件） 5 閉 会		
会議結果		市長が保有する個人情報の保護に関する規則（令和 4 年規則第 3 4 号）に基づき、担当課及び事務局から説明をし、委員からの質問に対し、回答を行った。		
審議経過		別紙のとおり		

審 議 経 過

1 開会	
2 協議	
(1) 個人情報保護事務の報告	
① 前回の審査会の報告	
ア【変更】ふるさと応援寄附募集事業事務代行業務委託【変更】	
財政課	（前回の審査会の意見） 寄附者に対し、個人情報の利用・提供先について明示した方がよいのではないか （報告事項） 各ふるさと納税ポータルサイトに、寄附者に対して個人情報の取扱いについて明示を行う旨報告
委員からの意見等	・意見なし
②個別説明事項	
ア【開始】戸籍・住民基本台帳・印鑑登録に関する受付交付事務	
市民課	当該事務に関し、スマート窓口のシステム導入について報告
委員からの意見等	・利便性が高まっていく中で情報がシステムの中で融合する形態となっている（今後そうになっていく。）。今後、市の中での規定が必要となるのではないかな。
③書面報告事項	
ア【開始・本人確認】伊万里市新キャラクターネーミング案受付事務	
シティプロモーション推進課	製作中の観光PRの短編ドラマに登場する本市の新キャラクターの名称の募集に関する個人情報の収集。
委員からの意見等	・入賞された方の個人情報を報道機関等に提供するときに、提供する個人情報の名称が伊万里市新キャラクターネーミングコンテスト募集要項には具体的に明記されているが、応募用紙にも具体的に明記すること。
イ【変更】滞納処分に関する事務	
収納管理課	滞納処分に係る金融機関への口座情報の照会について、従前の郵送による方法に加えてデータ照会による方法を追加。

委員からの意見等	・データ照会は、取扱いに関する大きな変更になるので、新規の事務届出に改めること。
ウ 【開始】地籍情報管理システムへの土地登記情報の更新	
事務局	国土調査法に基づく、地籍情報管理システムの土地登記情報の更新事務について説明
委員からの意見等	・意見なし
4 その他	
(1)自衛隊からの閲覧請求に対する個人情報の提供を望まない人への対応（市民課）	
市民課	防衛省からの自衛官の募集事務の対象者情報の閲覧については、住民基本台帳法第11条に基づく閲覧制度で対応している。個人情報保護の観点から除外申請の受付について市として対応を検討している。
委員からの意見等	・住基法の閲覧制度は、法律で公開を制度上認めており例外規定がない個別案件の除外は制限し難い。 ・閲覧を制限すると、請求者（防衛省）からの不服も想定される。 ・一般論では情報公開の権利より個人の基本的人権が強い働きはある。法の公開制度と個人情報の個別事項で、市としての対応を決めざるをえない。
(2) 市民が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正	
事務局	改正内容について説明
委員からの意見等	意見なし
(3) 市長が取り扱う情報公開に関する記録の一部改正	
事務局	改正内容について説明
委員からの意見等	・意見なし
(4) 個人情報取扱事務の届出対象外事務に関する運用（案）	
事務局	個人情報取扱事務の届出について、一部届出対象外とする運用案を説明
委員からの意見等	・今後継続して検討

(5) 個人情報の取扱いに関する事務マニュアル作成要領（案）	
事務局	要領（案）について説明
委員からの意見等	・今後継続して検討
(6) 死者情報の取扱いについて	
事務局	法の対象外となる「死者に関する情報」の開示請求は、これまでの廃止した伊万里市個人情報保護条例の規定で（一部、相続した財産等について）開示請求ができた。法では「死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人を識別することができる場合限り」開示請求の対象となる。このため、これまで廃止した条例で、開示請求が認められていた情報が法では適用対象外となる。 死者に関する情報の開示請求については、情報を保有する課の裁量で、必要があれば要綱等を作成し適切に対応することとしたい。
委員からの意見等	・意見なし
4 閉会	